

議案第 3 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
の制定について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のよ
うに定める。

平成28年2月22日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

行政処分に対し、国民がその見直しを求め、行政庁に不服を申し立て
るための制度を定める行政不服審査法（平成26年法律第68号）が、平
成28年4月1日から施行されることに伴い、関係条例を整備する必要が
あるので、本条例案を提出するものである。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(箱根町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 箱根町固定資産評価審査委員会条例（昭和41年箱根町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第436条」を「第436条第1項」に改める。

第2条第2項を次のように改める。

2 委員長は、互選により委員のうちから選出する。

第4条第1項中「第432条」を「第432条第1項」に改め、同条第2項中「の各号」を削り、同項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条第1項中「二通」を「2通」に改め、同条第3項中「定めた」を「定める」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを町長に送付しなければならない。

第12条を第14条とし、第11条の2中「規定によって」を「規定により」に、「町証人等の実費弁償に関する条例」を「証人等の実費弁償に関する条例（昭和34年箱根町条例第5号）」に改め、同条を第13条

とする。

第 11 条を第 12 条とし、第 10 条第 1 項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加え、同条を第 11 条とする。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び町長の主張の要旨
- (4) 理由

第 9 条第 1 項中「前 2 条」を「前 3 条」に改め、同条第 2 項第 4 号中「その他必要な」を「前 3 号に掲げるもののほか、必要な」に改め、同条を第 10 条とする。

第 8 条第 2 項第 4 号を次のように改め、同条を第 9 条とする。

- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、必要な事項

第 7 条第 2 項中「つど」を「都度」に改め、同条第 4 項中「かえて」を「代えて」に改め、同条第 6 項中「先だって」を「先立って」に改め、同条第 8 項第 5 号を次のように改め、同条を第 8 条とする。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

第 6 条の 2 第 3 項第 3 号を次のように改め、同条を第 7 条とする。

- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、必要な事項

(箱根町行政手続条例の一部改正)

第 2 条 箱根町行政手続条例（平成 9 年箱根町条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 2 項第 4 号中「ことのある」を削る。

(箱根町個人情報保護条例の一部改正)

第 3 条 箱根町個人情報保護条例（平成 14 年箱根町条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条の次に次の 1 条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第 26 条の 2 第 16 条第 1 項、第 22 条第 1 項若しくは第 25 条第 1 項の決定又は開示請求、訂正の請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項の規定は、適用しない。

第 27 条を次のように改める。

(審査会への諮問)

第 27 条 実施機関は、第 16 条第 1 項、第 22 条第 1 項若しくは第 25 条第 1 項の決定又は開示請求、訂正の請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく審査会の議を経て、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報
の全部を開示することとする場合

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報
の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報
の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 29 条第 2 項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 審査会は、実施機関から議に付された事案の審議を行うため必要があると認めるときは、審査請求人、当該実施機関の職員その他の関係者に対して、意見若しくは説明又は必要な書類の提出を求めることができる。

(箱根町情報公開条例の一部改正)

第 4 条 箱根町情報公開条例（平成 15 年箱根町条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条及び第 17 条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第 16 条 諾否決定又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第 17 条 諾否決定又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各

号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、第 19 条に規定する箱根町情報公開・個人情報保護審査会（以下同条第 1 項を除き、「審査会」という。）に諮問し、当該審査会の議を経て、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとする場合（当該行政文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 29 条第 2 項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 第 1 項の規定により審査会に諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
 - (2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る行政文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第 18 条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定を」を「裁決を」に改め、同条第 1 号中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同条第 2 号中「不服申立てに係る諾否決定を変更し、行政文書」を「審査請求に係る諾否決定（公開請求に係る行政文書の全部を公開する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求に係る行政文書」に、「決定」を「裁決」に改める。

第 19 条第 1 項中「第 16 条第 1 項」を「第 17 条第 1 項」に改める。

第 20 条第 3 項中「、不服申立人」を「、審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第 21 条第 1 項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第 2 項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第 22 条の見出しを「(提出資料の写しの送付等)」に改め、同条第 2

項中「前項」を「第 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「資料の閲覧」の次に「(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)」を加え、同項を同条第 2 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

3 審査会は、第 1 項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第 22 条に第 1 項として次の 1 項を加える。

審査会は、第 20 条第 3 項又は前条第 1 項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

(箱根町手数料条例の一部改正)

第 5 条 箱根町手数料条例(平成 12 年箱根町条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「取り消し」を「取消し」に改める。

第 6 条中「郵便により」を「町長は、郵便により」に、「書類」を「書類等」に改める。

第 7 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 38 条第 1 項の規定による閲覧に係るもの

別表第 1 中 31 の項を 33 の項とし、30 の項の次に次のように加える。

31	行政不服審査法第 38 条第 1 項に規定する書面若しくは書類(次項において「対象書類等」という。)を複写機により用紙に複写したもの又は同項に規定する電磁的記録(以下「対象電磁的記録」という。)に記録	単色刷り A 3 版まで 1 枚につき(ただし両面に複写した場合は片面を 1 枚として手	20 円
----	--	--	------

された事項を用紙に出力したものの交付	数料の額を算定する。)	
	単色刷り A3 版を超え A0 版まで 1 枚につき(ただし両面に複写した場合は片面を 1 枚として手数料の額を算定する。)	100 円
	多色刷り A3 版まで(ただし、両面に複写した場合は片面を 1 枚として手数料の額を算定する。)	50 円
32 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)第 4 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法により対象書面等を複写したもの又は対象電磁的記録を出力したものの交付	用紙の片面に複写し、又は出力する方法によつてするとし たならば、複写され又は出力される用紙 1 枚につき	20 円

(箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第 6 条 箱根町消防団員等公務災害補償条例(昭和 42 年箱根町条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 26 条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条中「異議申立」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 第 1 条の規定による改正後の箱根町固定資産評価審査委員会条例第 4 条第 2 項、第 3 項及び第 6 項、第 6 条第 2 項、第 3 項及び第 5 項並びに第 11 条第 1 項の規定は、平成 28 年度以降の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成 27 年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産税課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成 28 年 4 月 1 日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。